

唐津市立巖木小中学校いじめ防止対策基本方針

いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。唐津市立巖木小中学校いじめ防止基本計画は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的のもと、いじめ防止対策推進法等に基づき関係機関が相互に連携し、いじめの防止等のための対策や発生時の対応を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

いじめの定義

この基本計画において「いじめ」とは、当該児童に対して、当該児童と一定の関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているものをいう。

いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取り組みを講じることが必要である。

いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。

教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。

児童をいじめから守り通し、いじめ解決に向けた行動をうながす。

保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

未然防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。体系的・計画的にPDCAサイクルを実施することにより、取り組みの改善を図る。

- いじめに関する授業：全学級
- 職員研修：年3回実施

早期発見・早期対応

ささいな兆候であっても、疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

- いじめ発生時の対応の確認・周知（4月）
- スクールカウンセラーによる各学級での授業
- 相談窓口の周知
- なかよしアンケートの実施
- 管理職による日常的な校内巡回
- 保護者会にていじめについて共通理解

重大事態への対応

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- いじめられた児童の安全確保
- 関係機関・専門家等との相談・連携
- 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察と連携
- 市教委及び市長部局が実施する調査への協力

巖木小中学校いじめ防止対策委員会（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）

- 校長・教頭・指導教諭・生活指導主任・養護教諭・スクールカウンセラーのほか、必要に応じて外部の専門家
- 年間計画・いじめ発生時の対応等・いじめ防止の取り組み等の立案・実行・検証・修正（PDCAサイクル）
 - いじめの相談・通報の窓口
 - いじめの疑いに係る情報に対する情報収集・記録・共有
 - いじめを認知した際の迅速な情報共有、事実関係の聴取・指導、支援体制・対応方針の決定
 - 保護者との連携
 - 市教委の判断によっては重大事態の調査を実施

唐津市立厳木小中学校いじめ発生時の対応基本手順

対応時の基本姿勢

確かな情報

情報の共有

初動の迅速さ

当事者への配慮

いじめの把握

- ◇担任の気づき（予兆・初期段階）
- ◇児童・保護者・地域の方からの訴え
- ◇級外、事務担当・支援員等からの情報提供
- ◇いじめ防止アンケート等の記述

- 管理職・生徒指導主任への報告
- ケース会議による現状把握と聞き取りの方法・内容等の検討
- 児童への聞き取り調査、保護者への連絡

いじめの認知

根拠（いじめ防止対策推進法第2条）に照らしたいじめの認知
 「当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

法令上の軽微ないじめ

「心身の苦痛を感じた行為」全て

- 善意で行ったもの ○悪意なく行ったもの
- 衝動的に行ったもの

対応基本手順

- ①事実確認
 - ・心身の苦痛を感じた児童から
 - ・関係した児童及び周囲の児童から
- ②指導
 - ・その場で、状況に応じて必要な調整、指導等
- ③報告
 - ・いじめ対策委員会の委員に口頭で報告
 - ・報告を受けた委員が、いじめ認知の判断
 - ※「社会通念上のいじめ」の疑いがある場合は「社会通念上のいじめ」として認知する
- ④保護者への報告・説明
 - ・いじめ行為を受けた児童宅へ状況を報告・説明
 - ・いじめ行為を行った児童宅へ状況を報告・説明
 - ※状況に応じて「いじめ」という文言を使用しない
- ⑤その後の対応
 - ・情報共有
 - ・経過観察（3ヵ月）

教委への第一報

発展の可能性

社会通念上のいじめ

社会通念上「いじめ」と認識されている行為

- 児童から訴えがあったもの
- 保護者から訴えがあったもの
- 訴えはないが、被害者が、苦痛を感じる行為を故意に受けたと捉えたもの

対応基本手順

- ①情報収集→報告
 - ・できる限り速やかに校長に報告
- ②いじめ対策委員会の開催
 - ・事実確認の方法を協議
- ③事実認識
 - ・複数の教員で役割分担を行い、その日のうちに、関係児童から聞き取りによる事実確認を行う
- ④具体的対応方針案の協議
 - ・「社会通念上のいじめ」として認知
 - ・以後の具体的な対応方針の決定
- ⑤保護者への報告・説明（第1報）
 - ・いじめ行為を受けた児童の保護者及びいじめ行為を行った児童の保護者に報告
 - ・関係保護者に具体的な対応方針等の理解を得る
- ⑥市教育委員会への報告
- ⑦指導
 - ・いじめ行為を行った児童、観衆や傍観者となった児童に対する指導をする
- ⑧保護者への報告・説明（第2報）
 - ・対応についての詳細な説明と承認
- ⑨その後の対応
 - ・情報共有
 - ・経過観察（3ヵ月ごとに確認）

重大事態の対応基本手順

- 児童の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた場合
自殺 傷害 金品の被害 精神疾患等
- いじめにより相当の期間（年間30日が目安）欠席することが余儀なくされている場合

〈対応手順〉

- ①組織的な対応による安全確保と不安解消のための支援
- ②重大事態の発生報告書の作成・提出
- ③調査の実施と報告書の作成と提出
- ④保護者に対する情報提供と説明